

所得税の確定申告と納税

2月16日(土)～3月15日(金)

所得税の確定申告に

あたってのお願い

- (1) 確定申告者は、原則として大月税務署又は大月税務署出張申告相談(二月二十二日(金))にて申告をお願いします。なお、市役所税務課からの呼出者と還付申告者は市役所税務課にて申告して下さい。
- (2) 毎年三月十日過ぎは、窓口が非常に混雑するのでなるべく早めに提出をお願いします。郵送でも結構です。
- (3) 確定申告用紙は、税務署から送られたものを使用して下さい。
- (4) 申告書に添付する書類をお忘れなく。
 「所得控除に関する証明書」「源泉徴収票」「収支内訳書(事業所得、不動産所得、山林所得のある方)」及び「財産及び債務の明細書(所得金額が二千万円を超える方)」などの必要書類は忘れ
- (5) 「地方税」欄の記入を必ず添付して下さい。
 納税者の方の人数をばくため、所得税の確定申告書を提出した場合には、住民税や事業税の申告を要しないことになっていきます。このため確定申告書を作成するときは、申告書一面の「六十年一月一日の住所」欄と「住民税、事業税に関する事項」欄を必ず記入して下さい。
- (6) 給与所得者で医療費を支払ったり住宅を取得した方などが、還付の申告をする場合には簡単な還付申告書をご利用下さい。
 ※決算のしかたや申告書の書きかたで、わからない点は税務署か市役所税務課へおたずね下さい。

◎第3期分の延納について

一度に納付することが困難な場合は、第三期分税額の半分以上を三月十五日までに納めますと残額については五月三十一日まで延納することが出来ます。この場

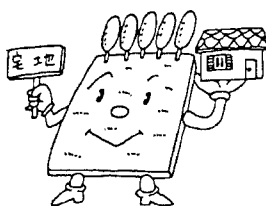
◎納税は便利な振替で。

未利用の方は三月十五日までに利用の申込みをして下さい。

◎還付金の受取りは銀行等の口座振込みをご利用下さい。申告書下部に振込銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を記載して下さい。(本人の口座に限ります)

合は確定申告書の「延納の届出」欄に延納額などを記入して下さい。(期間中日歩2銭の利子税が加算されます。)

ご自分の資産を確認しましょう



◆申告に関する説明会と相談会◆

大月税務署では、申告に関する説明会と申告相談をつぎの日程によって行います。また、市役所と税理士会でも相談会を開きますので、お気軽にご利用下さい。

1. 三税共同説明会

月	日	時 間	会 場
2月13日	(木)	1時～3時	市 役 所

2. 出張申告相談

月	日	時 間	会 場
2月22日	(金)	10時～3時	市 役 所

3. 税理士による確定申告無料相談

月	日	時 間	会 場
2月21日	(木)	10時～3時	市 役 所
2月22日	(金)	10時～3時	市 役 所

固定資産課税台帳は固定資産税の課税の基礎となるものです。この台帳には土地、家屋、償却資産の昭和六十年の価格などが登録されています。市内に土地や建物などを所有している方は、その資産や課税価格などを確認して下さい。

(1) 縦覧期間

3月1日～3月20日まで。
 時間は午前8時30分～午後5時、土曜日は正午まで。(日曜・祭日を除く)

(2) 縦覧場所

市役所税務課
 ※今年度は評価替えの年に関する関係で、地方税法改正の関係で前期の縦覧期間が(四月一日

贈与税の申告と納税

2月1日～3月15日

税金についての問合せは

市役所税務課
 ☎(3)1111 内線251
 大月税務署
 ☎05542 (2)3151